# 地域診療情報連携システムに係る個人情報の取り扱いについて

当センターは、１９８１年に大阪府における周産期医療の専門的基幹施設として、特別なケアを要する妊産婦や低出生体重児、様々な疾患を持つ新生児に高度な医療を行うために開設された。当初は周産期医療部門と企画調査部（保健部門）を設置し、母体、胎児および新生児に対する一貫した医療を行うと共に、退院後は地域医療機関等との連携による支援を行ってきた。

近年、医療技術の進歩により、医療的ケアが必要な在宅患者児童が急増している。在宅で行う医療的ケアが安全に行われるためには、家族の医療的ケアの習得に加えて、医師、看護師、ＭＳＷ（医療ソーシャルワーカー）、心理士など多職種で在宅患者児童に関わることで、身体的、精神的、社会的部分において家族を支えることが必要であり、地域医療機関、在宅医療支援機関との連携強化が不可欠となってきている。

１　地域診療情報連携システム

（１）システムの概要

地域医療機関から紹介された患者が治療を終えて再び地域医療機関に戻る際に、当センターにおける検査結果や診療の経過を地域医療機関が正確迅速に把握し、効果的な診療が継続できるように、検査結果など当センターが保有する当該患者の診療に関する情報等を、プライバシーを保護しつつ参照することを可能にするシステムである。

（２）システムの目的

　　本システムは、患者の事前の同意を前提とし、地域医療機関から紹介された患者の当センターにおける診療情報等を、地域医療機関等から安全に閲覧することを可能にし、もって地域医療の継続性を高め、在宅医療の推進等、住民の健康に益することを目的とするものである。なお、現在、地域医療機関から紹介された患者を当センターで診療した後、地域医療機関に逆紹介する際には、当センターから必要と思われる情報を提供しているところであるが、今回のシステム整備により、その情報を補完し、診療のより円滑な継続を可能にする。

２　整備内容

（１）導入システム

システム名称

地域診療情報連携システム（以下「連携システム」という。）

システム機能

　　　個人情報の保護のため閉域ネットワークで運用している電子カルテシステムから安全にデータを地域医療機関・在宅医療支援機関の医師、医療スタッフ、職員に提供できる機能を持つシステム

（２）ネットワークを利用した診療情報の閲覧

診療情報の利用の流れは以下の通りである。

1. 地域医療機関等から患者診療情報の閲覧申請
2. 患者の同意
3. 閲覧患者の登録

（地域医療機関等と当センターでの患者番号の登録）

1. 地域医療機関等のパソコン端末からの閲覧

３　取り扱い個人データ

・患者属性（患者ＩＤ、氏名、性別、生年月日、住所他）

・保険情報（保険種別）

・紹介医（紹介元医療機関、紹介医）

・アレルギー（食事アレルギー情報、薬剤アレルギー情報）

・感染性（疾患情報、感染症の検査結果など）

・血液型、輸血に関する情報（血液型検査、不規則抗体検査、輸血歴、輸血副作

用記録）

・病歴（既往歴日時、既往歴病名、その他）

・身体計測（身長、体重、その他の身体計測値）

・バイタルサイン（血圧、心拍数、体温、呼吸数、尿量）

・診療経過（医師の経過記録、看護師の経過記録、退院時要約、看護要約）

・病名（病名診断に付随する情報、病名に付随する情報）

・入退院情報（入退院記録）

・検査（検体検査、細菌検査、生理検査、病理検査）

・画像診断（放射線画像、放射線読影レポート、エコー読影レポート）

・処方（内服薬の処方、外用薬の処方、注射薬の処方、持参薬の処方）

・手術治療に関する情報（手術記録、手術看護記録）

・放射線治療に関する情報（放射線照射に関する記録）

・リハビリテーション（理学療法士記録、作業療法士記録）

・食事療法・栄養指導（食事の記録、栄養指導の記録）

・褥瘡情報（褥瘡の評価、褥瘡治療の記録）

・在宅医療、小児在宅生活支援（小児在宅生活支援地域連携シート）

・その他診療上必要な情報及び診療に関する記録・文書類

４　連携システムの利用者と利用形態

利用者　　【地域医療機関】患者に医療・サービスを提供する地域医療機関

等（地域病院、地域診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業

所、保健所・保健センター）の医師、医療スタッフ、職員

【在宅医療支援機関】患者の在宅医療を支援する地域の機関等

（相談支援事業所、市町村障害福祉担当、市町村児童福祉担

当、介護サービス事業所、養育施設、通園施設、教育委員会支援学校、子ども家庭センター・児童相談所）の職員

（小児在宅生活支援地域連携シートのみ）別紙８、９参照

利用形態　医療・サービスを提供する患者の当センターにおける診療記録

の閲覧、及び、小児在宅生活支援地域連携シートの共有

利用端末　光回線等で閉域ネットワークに接続されたパソコンを利用する。

小児在宅生活支援地域連携シートとは、縦軸に地域の関係機関、横軸に児の成長ステージを配置した表で、成長のステージごとに必要とされる支援サービスを、その支援サービスを担当する関係機関欄に記入し、チェック方式により実施状況等を確認するものである。、

このシートを活用することで、在宅移行後児の成長ともに必要なる保健、医療、福祉、教育等様々な支援サービスについて、支援サービスを提供する関係機関の内容、支援サービスの内容、支援サービスが必要となる時期等を明確にするとともに、関係機間相互情報を共有し、これらの情報を可視化することができる。

なお、通信においては、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第５版」で、確実に安全性を確保しているとされているIPsec-VPN + IKEの通信手順を用いたネットワークを利用する。

５　大阪府個人情報保護条例第８条との関係

（１）第４項における通信回線による結合における公益上の必要性及び個人の権利

利益の保護対策

①公益上の必要性

大阪府においては、個々の医療機関の高度化、専門化が進んでいるところであるが、今後増加する医療ニーズに対応するためには、高度・専門化病院のさらなる特化の推進により役割分担とそれによる効率的な医療体制の構築が求められている。

一方で、医療技術の進歩により、医療的ケアが必要な在宅患者児童が急増していることから、地域の医療機関等との連携体制が十分であるとは言えず、情報通信技術等を活用した連携体制の構築が求められている。

医療依存度が高い在宅高度医療児について大阪府下には以前より福祉関係・看護関係・医師会関係・教育関係などそれぞれの機関の使命として在宅で医療的ケアを行っている子どもたちのために制度があり活動してきている。

しかし、これらはいわば「縦割り」の活動で、医療的ケアが高度化している現状では、ひとつの機関だけでは十分に対応できなくなっている。今までの縦割りの諸機関同士が情報を共有し、在宅医療の子どもと家族にとって大阪が住みやすい場所となり、生きやすくなるための支援体制を創る「横糸の役割」を担う組織や体制が必要である。

今回の連携システムは、この「横糸の役割」の一部を担おうとするものであり、多くの機関が、システムを利用し、患者の情報を共有することが必要である。

なお、全国では、既に同様の連携システムを導入している施設が６００以上あり、大阪府内においても、大阪急性期・総合医療センター（旧名称　　大阪府立急性期・総合医療センター）等２０施設以上が連携システムを導入している。

②個人の権利利益の保護対策

ア　取り扱う個人情報の限定

　　　　　「３　取り扱い個人データ」に限定する。

イ　システムを利用できる施設及び利用者の限定

(ア)システム利用可能な箇所は、当センターの患者に医療サービス等を提供する地域医療機関・在宅医療支援機関の内、利用申込を承認されたところのみとする。

(イ)システムを利用可能な利用者は、利用申込を承認された地域医療機関・在宅医療支援機関の医師、医療スタッフ、職員で、個別に申請し承認されたものに限定する。

ウ　安全管理措置

当センターは、既に、患者の個人情報の取り扱いやシステムへのアクセス制限等を定めた規定（別紙１及び別紙２）を整備している。このたび、新たに「地域診療情報連携システムの運用及び管理に関する要綱」（別紙３）を設け、利用者の範囲と責務を明確にする。

６　大阪府個人情報保護条例第１０条（委託に伴う措置等）について

1. 利用者の診療情報等の閲覧に際し、利用者管理、閲覧情報の画面編集・配信業務において、事業者のデータセンターで稼働するシステムを利用することから、契約締結時に「委託契約個人情報取扱特記事項」（別紙４）を定め、その遵守を契約条項に盛り込む。
2. また、事業者データセンターは、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.3版」に準拠したセキュリティー対策を施している。

７　まとめ

以上のとおり、地域医療機関等に診療情報等を提供することは、治療、医療サービスの継続性を確保し、医療機関間の検査等の重複を避け患者の負担軽減が図られる。また、在宅医療の推進等、住民の健康に寄与するなど公益性が大きく、個人の権利利益を不当に侵害する恐れはないものと考える。